

平成二十八年十一月二十九日受領
答 弁 第 一 五 七 号

内閣衆質一九二第一五七号

平成二十八年十一月二十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員緒方林太郎君提出風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員緒方林太郎君提出風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する再質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十八年十一月十八日内閣衆質一九二第一二三号。以下「前回答弁書」という。）二及び三についてでお答えした「財産的利益」とは、経済的価値のある利得を意味する一般的な用語であり、この「財産的利益」は、御指摘の「現金や金（きん）」を含むものである。と考えており、お尋ねの競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）等の「財産上の利益」と同様の内容であると考えている。また、前回答弁書二及び三についてでお答えした「欲心」については、一般的に、「ほしがる心。むさぼる心。欲念。（出典 広辞苑）」を意味しているものと承知している。

二について

前回答弁書四及び五についてでお答えした「射幸心を助長」の「射幸心」は一般的な用語として用いたものであり、「射幸心をそそるおそれのある」の「射幸心」は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第一項第四号の「射幸心」を指すものであるが、両者は同様の内容であると考えている。

三について

風営法の規制の範囲内で行われるぱちんこ屋については、関係法令の規定に基づいて適切に行われるものであって、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条に規定する罪に該当しないと考えている。

四について

ぱちんこ屋の営業者以外の第三者が、ぱちんこ屋の営業者がその営業に関し客に提供した賞品を買い取ることは、直ちに風営法第二十三条第一項第二号違反となるものではないと考えている。もつとも、当該第三者が当該営業者と実質的に同一であると認められる場合には、同号違反となるほか、刑法第百八十五条に規定する罪に当たることがあると考えている。